

経済学研究科博士後期課程修了要件などの変更について

2021年4月23日

京都大学大学院経済学研究科

経済学研究科は、2021年度より、博士後期課程について、修了要件など一部の制度を変更しました。変更に関わる新たな制度の概要を以下に記します。

1. 全体像

博士後期課程修了要件は以下の通りとします。

- ① 修了に必要な10単位修得
- ② 研究指導認定取得
- ③ 博士論文の審査に合格すること

2. 単位修得

博士後期課程修了要件として、特別研究8単位（必修）、「博士後期課程セミナー」2単位以上、合計10単位以上修得を課します。

2.1. 特別研究

「特別研究」8単位修得を博士後期課程修了要件とします。

「特別研究」は、4学期終了時以降に、「在学研究指導を受けながら、博士論文研究・執筆に着手できる能力」を修得したことを条件に、指導教員が8単位を一括認定します。

2.2. 博士後期課程セミナー

「博士後期課程セミナー」2単位上修得を博士後期課程修了要件とします。

「博士後期課程セミナー」は、経済学研究科が定めるセミナー（対象セミナー：部局公認セミナー、経済研究所主催研究会、博士後期課程ワークショップで、大学教員または博士号を有する研究者が報告したものに8回以上参加することで学期に1単位修得できます。

「博士後期課程セミナー」の単位認定を希望する者は、所定の期限までに申請書と必要書類を教務掛窓口に提出してください。申請書にはセミナー出席時にセミナー担当教員から署名を受けとり、申請時には指導教員から出席実績の確認署名を受け取ってください。

2.3. Rプログラム専門科目

博士後期課程の学生は、研究者養成プログラムの科目を履修し、単位を修得することができます。ただし、修得した単位は、修了に必要な単位数には含まれません。

3. 研究指導認定

3年次年度末以降、①博士論文審査合格時、もしくは②研究指導が修了した際（基準：在学研究指導なしで博士論文の研究・執筆ができる能力を有する）に認定されます。修了要件単位修得を研究指導認定取得の要件とします。

3年次年度末以降の認定時期は随時（奇数月）とします。

研究指導認定を取得した者が修了できない場合は、「研究指導認定退学」となり、引き続き在学することはできません。

4. 課程博士請求論文提出資格認定

博士論文を提出するには、課程博士請求論文提出資格認定を取得しなければなりません。

課程博士請求論文提出資格認定の申請は、2年次2月、3年次8月に行なうことができます。以降、在学中は年2回（2月、8月）、研究指導認定退学後は随時、申請を行なうことができます。

5. その他

5.1. 要修了単位修得後の残留

要修了単位を修得し、博士論文を提出せずに、在学3年を超えて残留したい学生は、研究指導認定を取得しないこと（研究指導認定を取得した者は、「研究指導認定退学」となります）。

5.2. 博士後期課程編入学生・社会人特別選抜編入学生

大学院共通科目群「研究倫理・研究公正（人社系）」（0.5単位）単位修得を特別研究の単位修得の必要条件とします。

5.3. 全学もしくは部局間交流協定に基づく留学生

指導教員の判断により、留学期間を「特別研究」単位認定の前提とする4学期に含めることを可とします。